

(資料紹介) 鎌倉市内遺跡の出土品

—報告書非掲載資料を中心に—

押木弘己 (文化財課 調査担当者)

はじめに

本稿では、鎌倉市内遺跡の発掘調査で出土した品のうち、既刊の報告書に載っていない資料を紹介する。調査および報告書の刊行から時間を経ているため、担当者はじめ当時の関係者に出土状況などの情報を聞き取ることができなかつたが、現状、知り得た情報については努めて提示することができればと考えている。

事例 1. 由比ガ浜中世集団墓地遺跡出土の刻書土器

出土地は、由比ガ浜中世集団墓地遺跡 (No. 372) のうち、由比ガ浜二丁目 1034 番 1 外に所在する。調査成果は、『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書 9 (第 1 分冊)』にて報告済みである。

当該資料 (図 1) はロクロ土師器の坏で、口縁の一部を欠くものの、概ね全体の器形を知り得る。口径 11.9 cm、底径 5.2 cm、器高 4.6 cm を測り、残存部の重量は 163 g を量る。焼成は良好で黒褐色～鈍い橙色を呈し、胎土は砂粒を多く含んで骨芯化石が散見される。右回転成形で、底部内面に渦巻き状成形痕、外面は回転糸切り離し後、無調整である。

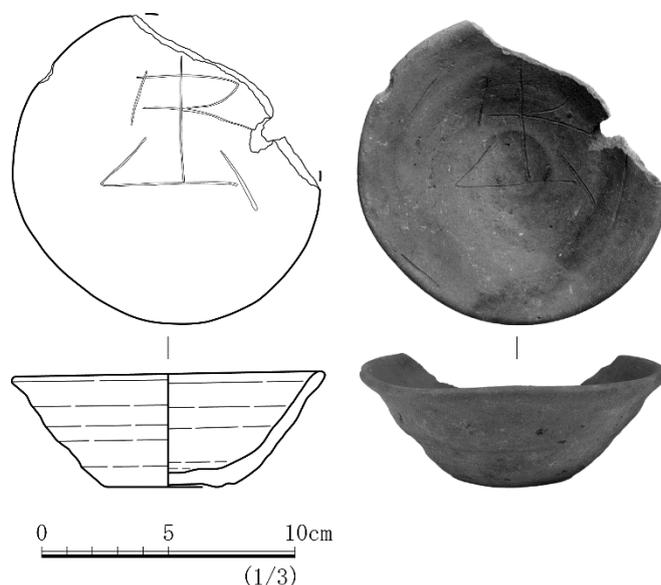


図 1 由比ガ浜中世集団墓地遺跡の刻書土器

底部から体部にかけての内面に、焼成前の線刻が残る。「中」と「山」の字を上下に繋げ合わせた形を呈するが、「中山」と読ませる意図があつて刻まれたものかは不明である。

鎌倉市教育委員会が保管する遺物台帳を確認したところ、平成 3 年 4 月 8 日、表面採集資料として記録されていた。取り上げ No. 1118 で、上記した線刻銘があることから重要遺物である旨が記されていた。出土から実に 30 年の歳月を経て、ようやく世に出ることとなった。

当地点は由比ガ浜砂丘の高まりにあり、上層遺構は密集する竪穴建物群を中心に、埋葬人骨や集積人骨、井戸などが検出されている。下層では、中世の掘立柱建物や柵状遺構と同一面上で古代の遺構も検出されている。土師器坏・甕や鉄鏃、貝殻などの集積状態として確認された祭祀遺構 1・2 は 7 世紀後半～8 世紀初頭頃の所産と思われ、埋土に焼土や灰を含む土坑 10 は概ね 10 世紀後葉の所産と報告されている。後者からは口頸部が短小化した土師器三浦型甕 (類製塩土器) の破片とともにロクロ土師器の坏 2 点が出土、報告書に図示されている。体部の立ち上がり具合などに多少の差異はあるものの、今回の紹介資料も近しい時期の所産であることを推察させる。

なお、報告書の例言に従えば、「自己兼共同住宅建設に伴う発掘調査のうち、専用住居区域」以外の調査成果については今もって未報告ということになる。

事例 2. 報国寺遺跡出土の漆器皿

報国寺遺跡 (No. 306) のうち浄妙寺二丁目 474 番 11 外の確認調査 (試掘) に際し出土した。試掘は平成 15 年 4 月 10・11 日に行われ、同年 6 月 21 日～7 月 25 日に正式の発掘調査が実施されている。その成果は、『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書 23 (第 1 分冊)』に記載されている。

当該資料 (図 2) は漆器皿のほぼ完形品で、内外面とも黒色漆を髹漆した後、赤色漆による手描き文様が施されている。内面には鳳凰文 (2～3 羽) と笹の葉文が、外面には笹の葉文が配されている。土圧の影響で器形の歪みが著しいが、口径 9.6 cm、底径 7.2 cm、器高 1.1 cm を測る。

試掘の 6～9 層中で出土しており、記録図面を参照すると現地地表下 80～170 cm の堆積土に相当する。本格調査では 1 面下～5 面上堆積土に当たる層序で、当地点の中世層のほぼ全体を含むことになる。よって、当資料を特定の層序に帰属させることはできないが、当地点では漆器の報告例が少なく完形品は皆無であったため、試掘出土品とはいえ完形である当資料のもつ価値は大きい。なお、当地点の中世 5 面遺構からは漆のため絞った形で固着した布が出土しており、漆濾し布の使用済み品と考えられるが、他に漆塗り工房の存在を窺わせる証跡は確認されていない。

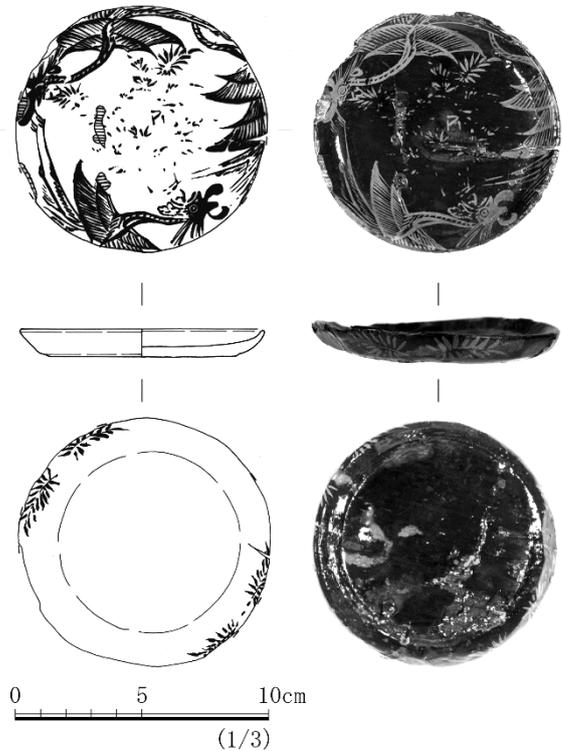


図 2 報国寺遺跡出土の漆器

事例 3. 政所跡出土の漆塗り土器

政所跡 (No. 247) のうち、雪ノ下三丁目 965 番が出土地点である。当地点では平成 2 年 10～11 月に発掘調査が実施され、その成果は『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書 8』で報告されている。取り上げラベルに「政所Ⅲ/漆製品/最上部□□□/かわらけ溜②」(「/」は改行を、「□」は判読不可を表す) と記されているが、「政所Ⅲ」=当地点ではかわらけ溜まりの検出が報告されていない。同年 6～8 月には南隣の「政所Ⅱ」地点で調査が実施され、そこでは最上層の第一面で手づくね製品を主体とするかわらけ溜まりが検出されている。ラベルに出土年月日が記されていないため断定はできないが、当資料が「政所Ⅱ」=雪ノ下三丁目 966 番 1 の出土品であった可能性も指摘しておきたい。なお、同地点の成果も、同じ報告書に記載されている。

当該資料は厚手に焼成された土器の小片で、内面に成形時の強いナゲ痕跡が残り、外面には黒色漆と思しき塗膜が付着している。その上に赤色漆および一部銀筆による手描き文様が残り、胎土は橙色を呈し、雲母・石英・貝殻などの微粒子を含む。焼成は良好で、土器としては堅緻

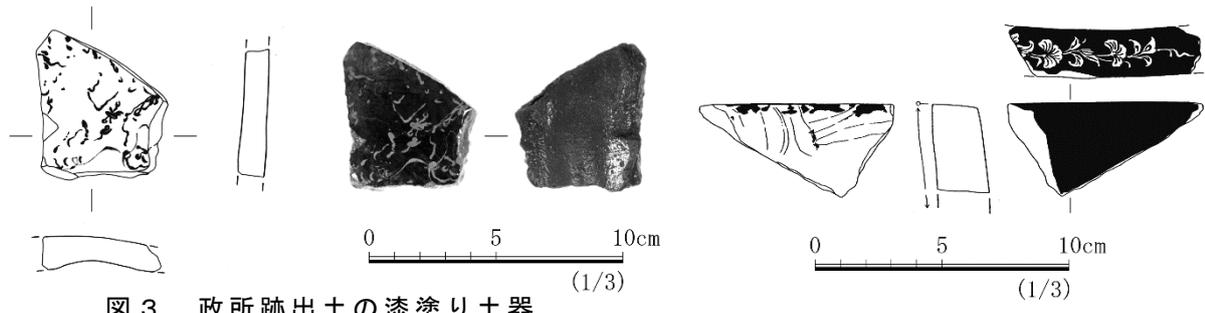


図3 政所跡出土の漆塗り土器

に焼き締まっている。小片のため全体形状は知り得ず、道具としての天地も図示した形で確定とはならない。漆附着（髹漆）部分は鈍い光沢を発生し、一見すると近代以降の新しい製品に見えるため、報告書に掲載されなかったのかもしれない。

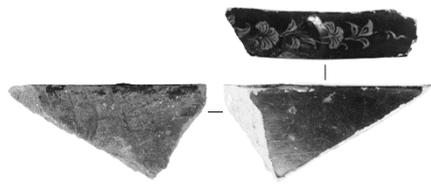
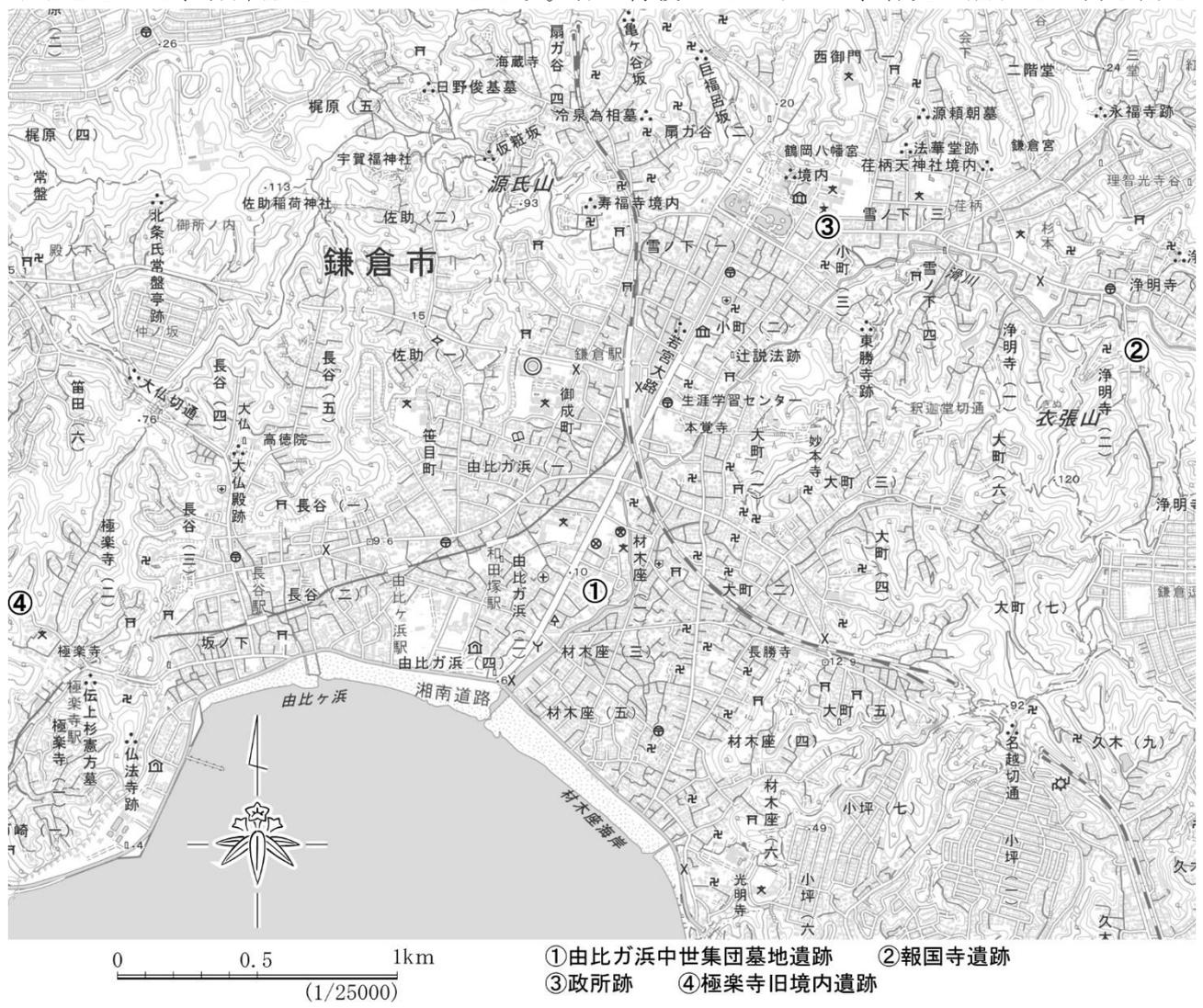


図4 漆塗り土器の類例（既報告）

中世鎌倉の出土品中、土器（焼き物）に漆を塗った製品は珍しく、二次利用で付着した事例以外では、類例は極めて少ない。全体の器形、延いては器種・用途を判別できる資料も皆無であることから、特殊品といってよいだろう。特に博搜していないが、管見に触れた一例を図4



①由比ガ浜中世集団墓地遺跡 ②報国寺遺跡
③政所跡 ④極楽寺旧境内遺跡

図5 各事例の出土地点（国土地理院地図を基に作成）

に掲げた。極楽寺旧境内遺跡（No.291）の極楽寺四丁目 923 番 2 の一部地点で、中世 3 面下の遺構 2 から出土した。『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書 33（第 1 分冊）』にて、既報告である。胎土が灰色を呈す炆器質陶器の外面に黒色漆が髹漆され、内面は露胎である。外面の口縁端部には金蒔絵による唐草文が配されている。これも小片のため全体器形の復元は困難だが、湾曲具合からかなり大口径の器種が想像され、また外面を黒色に彩色する点、瓦質火鉢との共通性を感じさせる。

おわりに

今回の紹介資料をはじめ、未報告のまま収蔵庫に埋もれている出土品は多い。文化財課では新規の発掘調査・報告書作成に加えて既往の出土品について再整理作業にも取り組んでいる。今回は、その過程で抽出された資料 3 点を取り上げた。日頃、興味深い情報を提供してくれる再整理班の皆さんに感謝したい。また、事例 2・3 については、実測・トレースと観察所見の作成に当たって協力いただいた同僚の伊丹まどか氏にも感謝申し上げる。

再整理作業については対象となる資料があまりにも膨大なため、今後も多くの時間と労力を要することになる。その過程で抽出された未公表資料も枚挙にいとまがないが、優先順位を勘案しながら、逐次紹介する機会を設けたいと考えている。

参考・引用文献

原 廣志ほか「由比ガ浜中世集団墓地遺跡」（『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書 9（第 1 分冊）』1993 年 鎌倉市教育委員会）：事例 1（図 1）

山口正紀ほか「報国寺遺跡」（『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書 23（第 1 分冊）』2007 年 鎌倉市教育委員会）：事例 2（図 2）

瀬田哲夫「政所跡」（『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書 8』1992 年 鎌倉市教育委員会）：事例 3（図 3）

押木弘己「極楽寺旧境内遺跡」（『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書 33（第 1 分冊）』2017 年 鎌倉市教育委員会）：（図 4）